６月15日（月曜日）午前９時30分開議

議 事 日 程 （ 第 ３ 日 ）

第１　会議録署名議員の指名

第２　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第２まで

出席議員　（９名）

１番	古　野　裕美子	２番	朝　日　智　哉
３番	河　村　正　通	４番	石　井　伸　弘
６番	杉　本　真由美	７番	安　藤　哲　雄
８番	鈴　木　浩　之	９番	安　藤　浩　孝
10番	井　野　勝　巳		

欠席議員　（なし）

欠　　員　（５番）

説明のため出席した者の職氏名

町　　長	戸　部　哲　哉	教　育　長	名　取　康　夫
教育次長	山　路　康　代	総務危機管理課長	山　田　　潤
政策財政課長	浅　野　浩　一	税 務 課 長	木野村　英　俊
住民保険課長	郷　　展　子	福祉子ども課長	衣　斐　武　宜
健康推進課長	横　田　紀　彦	都市環境課長	宮　﨑　資　啓
上下水道課長	木野村　和　明	教育総務課長	北　中　龍　一
会 計 室 長	髙　﨑　健　一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱　口　晴　美	議 会 書 記	平　工　峻　也
議 会 書 記	石　崎　啓　明		

開議　午前９時30分

○議長（杉本真由美君）　皆様、おはようございます。

ただいまから令和８年第２回北方町議会定例会第３日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（杉本真由美君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、４番　石井伸弘さん及び７番　安藤哲雄さんを指名いたします。

日程第２　一般質問

○議長（杉本真由美君）　日程第２、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、安藤浩孝さん。

○９番（安藤浩孝君）　皆さん、どうもおはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問のほうを始めさせていただきたいと思います。

過ぐる３月27日、待望のイオンタウンが全面オープンをしました。にぎわいとなる一大商業施設、本町のマストフラッグ、ランドマークの誕生となりました。敷地面積が８万6,669平米、延べ床面積が２万6,741平米、総賃貸面積が５万3,960平米、駐車場の台数は1,013台、店舗数が24、イオンスタイル来店目標は160万人、イオンタウンとしては平日１万1,000人、休日１万4,000人の来店を予想しています。

このオープンによって、南東部開発事業はほぼ全て竣工、完成を見たわけであります。この事業は、平成28年の農工商連携による雇用の創出と緑あふれる健康まちづくりから成る地域再生計画が策定、その後、北方町南東部まちづくり構想として農業振興エリア、企業誘致エリア、広域交流拠点エリアなどおのおのの特性のある開発事業が行われ、本町の新たなまちづくりに寄与するものとしています。

さて、地区計画、広域交流拠点エリアは、事業の目的として、民間活力を利用し、「健康」「福祉」「農業と人をつなぐ食」、３つのテーマを掲げ、にぎわいを生み出す施設など複合的に整備するものと策定されました。

2020年（令和２年）５月29日、施設事業プロポーザル業者選定委員会が開催され、同年９月14日、イオンタウン（千葉市）と基本協定を締結。着工予定が2021年（令和３年）10月、営業開始予定は2022年（令和４年）９月、利用者の年間想定数は480万人としておりました。

町内外からオープン（開店）が待たれていましたが、コロナ禍の影響等で大幅な延期となりま

した。その後、北側ゾーンには大手の家電量販店、西側ゾーンには大手の中古車自動車販売店が相次いで先行オープンし、今春、全面オープンの運びとなりました。構想から10年という長い年月の中から今日が見られるところでありまして、改めて地権者や地域の皆さん、関係各位の御尽力に深く感謝を申し上げる次第でございます。

そこでお聞きをしていきたいと思いますが、まず１点目、広域交流拠点エリア、商業施設、イオンタウン全面オープンを受けて、北方町南東部まちづくり構想、南東部開発事業の総括、所感について町長からお伺いしたいと思います。

１回目を終わります。

○議長（杉本真由美君）　町長。

○町長（戸部哲哉君）　おはようございます。

議員の皆さんには連日の御審議、大変御苦労さまでございます。

ただいまの安藤議員のイオンタウンの全面オープンを受けての総括、所感はという質問についてお答えをいたしたいと思います。

振り返れば、一連の南東部開発事業におきましては、10年の長きにわたる努力が実を結んで、ようやく今日に至りました。一言では言い尽くせない思いが胸に去来しているところでございます。

まず、企業誘致エリアにおける大洋電機、プレミアムウォーターの進出は、新たな雇用の創出と安定的な税収をもたらしたことで、持続可能なまちづくりのための大切な土台の一つになっております。

また、交流拠点整備事業につきましては、イオンタウンのグランドオープン時に深い安堵と大きな達成感、そして地域がまさに生まれ変わるという活気あふれる景色に万感の思いを覚えたところでございます。

特に広域交流拠点整備事業におきましては、当初はＰＰＰやＰＦＩ方式での開発手法を研究するところから着手をしたわけでありますが、この方法は早々に頓挫をしてしまいました。そもそもこの地区は、都市計画法における市街化調整区域と農業振興法における農業振興地域という二重の網がかぶった、いわゆる開発困難地域でありました。そのため、常識的にはとても開発できる地域ではなかったわけであります。

しかしながら、関係各位との協議、調整のほか、法規制の網を一つ一つ粘り強くクリアをしていくことで、紆余曲折の末にイオンタウンと賃貸借契約を結ぶに至ったわけであります。ところが、その局面で予期せぬコロナ感染症の蔓延、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した資材費等の高騰などが発生し、社会情勢が一瞬にして大きく変わってしまったことは議員も御存じのとおりであります。

今にして思えば、このような難局を乗り越えることができたのは、職員の粘り強い連携と地権者や地域皆さんの御理解と御協力、そしてもちろん事業者の揺るぎない企業努力があったからこそであると深く感謝をしているところでございます。

結果として、開店時期は当初の予定より大きく遅れることになりましたが、最後まで粘り強く頑張って形になったわけでございますから、まさに終わりよければ全てよし、そのように思っているところでございます。

ただし、アグリ新産業エリアに関しましては、トマトとイチゴのハウス栽培にそれぞれ就農者がありましたが、実際のアグリ産業化や６次産業化は思うように進展していないのが現実であります。その理由は、多くの法規制やインフラ整備の壁を乗り越える必要があり、内容や目的によって難易度や課題も大きく異なるためであります。この点につきましては、今後も鋭意努力を続けたいと思っておりますので、御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。以上です。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　ただいま町長のほうからイオンタウン全面オープン、この事業、それからまた南東部開発事業、工場が２つほど来ました。その辺りについて今御答弁をいただいたところであります。

ここで私、この南東部開発事業の質問は多分これが最後になるのかなと思って、今日は時間をかけてじっくりと町長と、また職員の皆さんと議論をしていきたいなと思っています。

それでは、イオンタウンの開業は当初2022年の秋、今も申されましたコロナ、ロシア・ウクライナ、いろんなある意味障害があって幾度となく延期、一時は事業計画も白紙、無期延期。これはプレス発表です。直接行政から聞いたわけでもない、プレス発表でこれは聞きました。

そういったようなことで大変心配をしておりまして、紆余曲折、本当にほぼ４年遅れのオープンということになったわけでございますが、まずはこの結果として、私も毎日あそこは散策のコースでありますので、日ごとに建設が始まって、そしてまた今、人がにぎわうということで大変うれしく思っておるところでございますが、ここでちょっと振り返って、ちょっとお話を深めていきたいなと思っていますが、令和２年６月５日、南東部開発事業特別委員会、委員会調査報告書を今日ちょっと持ってきましたが、この中で３月20日の開催分があります。

主な条件は、１つ目に「健康」「福祉」「農業と人をつなぐ」、３つのテーマの融合。２つ目に、地域産業の振興、地域の雇用拡大など地域の活性化に寄与できること。３つ目に、住民や広域から人々が集い、にぎわいのある活力の場となること。４つ目に、事業予定地が県道関ケ原線沿いである。県道53号線ですね。休憩所機能、駐車場、トイレ、情報発信機能を有すること。５つ目に、天王川沿いの区域、国土交通省が促進するかわまちづくりに準ずるものとして、水辺を生かしながらにぎわいを創出するエリアとした。６つ目に、高齢者、障害者及び安心・安全、快適に利用できることに配慮すること。７つ目に、休息、鑑賞、遊具、運動、その他レクリエーション用に供するために、広場・緑地として事業予定地敷地面積の10％以上を緑を確保するというようなことが示されています。

また６月５日、１週間ほど前にも委員会を開いたんですが、この報告書には今言った同様のことが具体的に書かれております。

最後に、報告書の末尾には、今後も議会とは十分な連携を取りながら事業を進めていくことを確認したというふうに報告書には記されておるわけであります。申すまでもなく、この調査報告書は会議規則の第73条の規定によるもので、大変重きものであろうかと思っています。

広域交流拠点事業は、都市計画マスタープランに基づく地域再生計画の中から創出、提案条件を幾つか付した公募プロポーザルによって事業者を選定したものであります。今回オープンした施設は、当初の３つのコンセプト、７つの提案条件としての目的、方針、事業計画、事業内容、施設など、ほぼ全面的な見直し・変更をされて、この提案書からは大きく乖離したものとなりました。

町長は、これはちょっと新聞、私も切り抜きがありましたのでちょっと読みますが、2024年（令和６年）６月20日付の岐阜新聞の取材に対して、初めの計画にみんな期待し過ぎてしまった部分はあるが、コロナ禍や資材高など厳しい状況の中でよくここまで来てくれたという記事が掲載をされています。

述べられたこと、私もある一面おっしゃるとおりだと思っています。あくまで計画は計画であって、時とともに社会情勢が変われば計画も変わっていくものだという論理。これも私も同感と思っていますが、問題は、計画変更された折々に、事業者、町、諸事案に議決をした議会、直接の関係である３者の協議、それからまた報告、ほぼほぼなかったように私は感じております。執行部の方がどのようにお考えになってみえるか分かりませんが、私はそのように受けております。

果たしてこの間の手続、進め方、これでよかったのでしょうか、町長に再度お聞きします。

○議長（杉本真由美君）　町長。

○町長（戸部哲哉君）　まさにおっしゃるとおりで、プロポーザルの時期はコロナ前、ちょうど本当に直前ということで契約をさせていただいたわけでありまして、そのときは本当に今おっしゃられるとおり、まさに夢を見るような商業施設、そんなものを描いていただいたわけですけれども、折しもコロナ禍に入って、今言われるように状況が一変したという中で、計画変更はやむを得んのかなというふうに私も思っておりますし、議員さんも今おっしゃられたとおりであります。

その件につきまして、議会とか町民にお示しをしたのかと。計画変更を相談したのかというような、その認識をどう思っているのかという御質問であろうと思いますけれども、現実には、私どももその計画変更については一切タッチをしておりません。

タッチをしておりませんというのは、実は計画をそのまま進めていくことのまず難しさ、そこから始まっておりまして、その中身が変わったというのは本当に最後の最後といいますか、コロナが明けてから改めて資材とか高騰した部分を織り込んだ中での計画が出てきたというのは、ちょっと記憶をたどって、ここに書類がありませんので、時期は言いませんけれども、相当後ということは御理解いただきたいと思います。

いわゆるコロナが明けた後ぐらいだったと思いますけど、その頃に、実は大幅に縮小をしますという話はその時点でもらったわけでありまして、それまではずうっとイオンさんがその計画変更の中の絵を描いておられて、何とかこれを成功させたいという思いの中でずうっと模索をして

こられたというのが事実でございますので、何ら議会とか町民にお知らせするすべが、こともなかったというのが事実だということを御理解いただきたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　今御答弁いただきまして、計画変更にはタッチしていないというような今御答弁だったと思います。であるから、議会に対しても町民に対しても説明はなかなかできなかったんだよねというようなニュアンスで今受け取りましたが、あのね、町長、基本協定書が令和２年９月14日に結ばれているんですよ。

この中の事業の実施、第10条、ここに書いています。事業提案者及び事業計画書に基づいて本事業を実施するものとする。これが１項。第２項は、本町の承諾を得るものとする。第３項、事業代表企業は、定期的に本事業の実施の状況に関し本町に報告するものとし、本町の要請があったときは随時報告を行う。

それから、第11条、事業の内容。事業代表企業は、事業計画書に基づいた事業内容を変更するときは、あらかじめ書面により本町と協議し、本町の承諾を得なければならない。ただし、本町が軽微な変更であると認める場合は、この限りでないというふうに書いてあるんですね。

私は、これを軽微な事業変更ではないと思う。全く生まれ変わったような新しいものになってきているので、町長が言われたように、事業計画にちょっとタッチしていないとなると、どうなのかなと。これは当然町の責務があったんじゃないですか。だって、基本協定にはそうやって結んであるんですから。変更する場合は、お互いに話し合って何らかしましょうねということになっているんですけど、いや、全く変更には、全く聞いていないよとなると、ちょっとこれはおかしいと思います。

○町長（戸部哲哉君）　全く聞いていないということじゃないです。

○９番（安藤浩孝君）　いや、タッチしていないということですから、タッチしていないということになると聞いていないということやで。

○町長（戸部哲哉君）　計画の中身。

○９番（安藤浩孝君）　今、これは暫時休憩ですか。どういうふうですか、議長。

これは暫時休憩、今どういうふうですか。時間止めてくださいよ、それなら。今日はいっぱいあるから。時間を止めてくださいよ。

○議長（杉本真由美君）　じゃあ、最後まで今の質問をしていただきたいです。

○９番（安藤浩孝君）　だから、町長が暫時休憩と言われた。いいのね。それなら……。

○町長（戸部哲哉君）　あまり次から次へ言われると、分からんようになってしまう。

○９番（安藤浩孝君）　いえいえ。それなら御答弁をください。

○議長（杉本真由美君）　引き続きお願いいたします。

町長、お願いします。

○町長（戸部哲哉君）　計画の変更そのものは聞いております。ただ、何を造って、何を入れて、こういうふうにという店舗計画のことについてはタッチをしていないというふうで御理解いただ

きたいと思います。もちろん計画を変更しますということも了承しています。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　それなら、これで３回目、最後になりますが、私から言えば、この今の10条、11条、これ基本協定を擦り抜けておる、スルーしておるというふうに私は解釈しました。ですから一度、僕、できたものについて別にけちをつけておるわけでも何でもない。これもさっきと同感なんやね。情勢が変わってきているから。

そこで町長、ここで御提案するんですが、今、南東部開発事業特別委員会はもう今ありませんので、一度総括質疑の中でしっかりこれを議論し、検証して、区切りをつけて、書き留め残すことを私は必要だと思うんですよ。このまま何もなかったような感じで、このままよかったんだよねということではなしに、一回こういった場をやっぱりつくられたほうがいいのではないかと思っています。これは町としても、議会としても、これは責務であろうと思っています。民主主義の根幹でなかろうかと思っています。このまま終わったことにすることなく、そういった機会をつくって、一回やっぱり検証するなり、戻ることはできませんが、やっぱりそれはなかったと思うんですよ。議会と執行部の間に、この件については。

町長のほうは、まあいいですよ、分かりました。その辺りで、一遍そんなような考えがあるのかどうかということを１点お聞きします。

○議長（杉本真由美君）　町長。

○町長（戸部哲哉君）　議会と執行部とだけという話であれば、この場でお答えをさせていただきたいと思います。申出があれば、御要望に応じたいと思います。もちろんであります。

ただ、イオンさんとか、ほかの町民の方とかを入れるということになると、また難しいものがあるのかと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　そういうことで、また議運なんかで一遍お話合いをして、ぜひこういう機会を設けて、一回区切りをちょっとつけたいなと僕も思っていますので、ぜひその辺りひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次２番目で行きます。

広域交流拠点エリア土地取得費、造成工事費、道路河川改良工事費、関連としての測量業務、詳細設計業務、関連整備費など、改めて決算額についてお聞きをしたいと思います。

それから、この施設のオープンによって今後本町の税収の見込みはどうなるのか、町財政への寄与、それからまちづくりの反映について併せてお聞きしていきたいと思います。

終わります、１回目。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑都市環境課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　それでは、地域再生計画、南東部まちづくり構想に関する御質問のうち、２つ目の質問についてお答えいたします。

広域交流拠点に係る決算額についてでありますが、令和２年３月10日の特別委員会で提示しま

した資料、広域交流拠点整備に係る費用についての項目に合わせて、概算ではございますがお答えさせていただきます。

道路測量・詳細設計業務につきましては2,210万円、道路改良・河川管渠工事につきましては７億7,783万円、登記手数料は247万円、補償調査・測量・詳細設計業務、こちらは造成に関するものですが、こちらが3,767万円、造成工事につきましては８億7,020万円、土地取得費につきましては10億5,280万円、補償費が813万円、合計で27億7,120万円となります。

また、施設オープンによる税収見込みに関しては、今年オープンした店舗は固定資産税は新年度からの課税となり、今後家屋調査することや償却資産は申告後に判明すること、法人町民税は決算期終了後に申告、個人町民税は住民の勤務者数が不明であることから大まかな見込みしか算出できません。そのことを踏まえた上で算出しますと、合計で約4,000万円になるのではないかと見込んでおります。

このような新たな税収が見込まれることは、町財政に対して少なからず寄与するものと認識しており、今後のまちづくりにおいて、ハード・ソフト問わず様々な形で反映されるものと考えております。以上です。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　前に頂いた資料と若干違っていました。

道路測量の辺が2,200万、その後、道路改良、高田川の管渠工事が８億7,500万というやつを頂いていましたが、７億7,000万ほどということになりますし、あと登記手数料あたりも頂いた資料と随分違いますね。総額で28億3,370万という資料を頂いていますが、今お聞きしたら27億7,200万でしたか。この資料もきちっとした資料を頂いたんだけど、やっぱり決算、ちょっとその後変わったのかな。もらってから。見覚えあると思いますよ、これ多分頂いておるのは。

それで今の総額として令和２年、令和３年、例えば令和２年が14億6,108万円、令和３年が13億7,262万円、これも変わってきますね、かかった費用というのは。ですよね。

これが27億7,200万となると、これはイオンとの締結した金額も変わってくるんじゃないですか。初期の造成工事、それから土地の取得費なんかも変わってくると、イオンとの契約ありますよね。22億いただいた後の６億何がしかを今後25年でお返ししてもらう、これも変わってきますよね。この数字から算出じゃないの。今言われた数字で算出ということでよろしいですか、お聞きします。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　イオンさんとの事業定期借地の契約の金額の総額につきましては、工事をする前の我々の見込みの金額でさせていただいておりますので、この決算額に基づいて契約しているものではございません。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　ざっくり4,000万ぐらいが増収だということに今言われたわけですが、これは一般論で言えば、事業を行えば、どの程度収入見込みがあって、つまり収支にとってプラス

になるのか。北方町にとって、このイオンというのは宝の山であったのかということでお聞きをしたんですが、今、合計で大体4,000万ぐらい増収というようなあれなんですが、これは大体平米数、全部加味したものを言っておられるのか、これは全く入っていないのか。

例えばヤマデン6,773平米、カインズが１万560平米、イオンが4,000平米、ガリバーが5,400、合計で２万6,741平米というのが建物になるんですが、これの計算に基づいたこの4,000万円なのか、最後お聞きします。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　こちらの数字につきましては、その面積に応じて、また他の施設のものと比較した上で、それと同じような比較をした上で算出しているというふうに聞いています。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　それでは、次に３問目に行きます。

３点目、イオンタウンへの借地権の設定期間の貸付開始日、それから終期年度、１平米当たりの年額地代、これをお聞きします。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑都市環境課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　３つ目の質問についてでありますが、事業定期借地権設定契約の賃貸借開始日は2026年３月24日であり、終期年度は賃貸借開始日から25年経過した2050年度となります。また、１平方メートル当たりの年額地代は約1,307円となっております。以上です。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　今、借地権設定賃借期間、これはオープンしたので、これが正式になったんだろうなあと思っていますが、今年の３月24日が開始、終期年度が2050年というふうに今言われました。

それから、また１平米1,307円というような今御答弁をいただいたわけでありますが、それを踏まえて広域交流拠点、これから先のこと、未来に向けた考え方についてちょっとお聞きをしていきたいと思います。今の話ではなしに今後の話です。

まずもって最初に申しておきますが、華々しくオープンしたばかりの期待いっぱいのにぎわいの商業施設、長く長くこの地域にしっかりと根づいてほしいと願うところからお聞きをしていきたいなあと思っています。

契約終期が2050年ということで、事業者との定期借地権の契約書、契約の終了の第13条には、基本協定が終了した場合は、理由のいかなるを問わず、本契約に別段の定めがある場合を除き本契約は自動的に終了するものというふうに書かれています。

また、第14条には、借地権の契約期間が満了するまでに本件建物一切の物の撤去、返還しなければならないというふうに書かれています。契約期間の満了の３年前から、つまり2050年の３年前ですから2047年から契約終了に向けた協議を開始するものということも記されています。

このように、25年後には基本協定の契約が自動的かつ確実に終了します。数十年先の話をする

と、１年でも鬼が笑うということを言われますので、27年後、30年後の話をすると誰が笑うか分かりませんが、この事業を進めてきた当事者、町として、また広域交流拠点の未来のビジョンの方向性を示すことは、私は責務だと考えています。今の2050年には終了する。その後についての話もいろいろ出てこようかと思っています。今言ったように契約終了できたりなんかするわけですが、その辺りの考えをお聞きしたいと思います。

それから２点目ですが、万が一あってはならないことですよ、これはあってはならないこと。契約社会の中で、私たちのなりわいが今行われております。あえてお聞きしますが、事業代表企業が真にやむを得ない理由により施設の撤退等があった場合、本町と代表企業との契約、いわゆる中途解約の扱いはどうなるのか、併せてお聞きします。

○議長（杉本真由美君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前10時02分

再開　午前10時02分

○議長（杉本真由美君）　再開いたします。

町長。

○町長（戸部哲哉君）　私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

25年先という話でありますけれども、これは恐らく誰しもが言えないことだと思います。ただ、契約上、事業用借地というのは、ある意味事業者のほうを守る契約だと私は思っております。

例えば、相手が大手なのでこういうことはないとは思うんですけれども、万が一倒産をした場合、こういった場合にはどうしても自動的に借地契約が終了するわけです。そうすると、貸手側としては何を言ってもこれは仕方のない話で、言いようのないことになります。

ただし、ここは当然土地が今町のものになっておりますので、万が一倒産をされても町は土地が残っておるということで、また次に新たな借手を探すことになるんだろうと思います。

いや、そうやって言われても、これは契約上、そこでどうこうと言っても、借手側がもう借りられない状態になった場合には、どうしたってこの契約は終了するというのは、これはもう契約上、仕方のないことで、ここでじゃあどうしてくれるんだといっても、それが契約ですので、項目の中にも、それは、一項は入ってないというふうに思っております。

ただし、世間一般で、これほどの大手の企業が25年で撤退をするような進出の仕方は絶対にあり得ません。それとここら辺、近辺を見ていただいても、一番危ないのはよく言うパチンコ屋さんですけれども、パチンコ屋さんでも25年で撤退したようなところはここら辺でもございません。もしくはスーパー大手でもそうなんですけれども、撤退を仮にしてもどこかに譲るとか、そういう話をしてから撤退をすると。

そういうことがあって、建物をそのままほったらかしにしてどこかへ行ってしまうような話は、こういった一流企業の中ではないというふうに思っていただければ、そう思うしかないのではないのかなと思います。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　万が一のことでございますが、その中途解約をされた場合ということにつきましては、この契約につきまして前払いでお金をいただいている分がございますので、そちらにつきまして、契約の残り年数分について、前払いとして充当している分をお返しする形にはなります。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　町長は一般論で、大手企業で撤退はないだろうと。そんなことを心配するなというような御答弁だったと思いますが、広域交流拠点の未来の方向性について今御答弁をいただいたんです。

ここで１点だけちょっと紹介しますが、「東洋経済」５月９日配信、繁栄した商業施設がなぜ廃墟になってしまったのかということで今特集を組んでおります。日本全国で廃墟になったモールがいっぱい今出てきます。

その実態の中で、千葉県印西市、御存じだと思いますが、情報が今一番日本で集まる情報センターですね。これが集まる人口11万人、東京から40キロ、千葉ニュータウンということであります。データセンターがいっぱいあるということなんですが、ここに実は廃墟モールがあるということで特集を組んでおりました。

その中の理由として一番大きかったのは、やっぱり競合施設がどんどん出てきた。ここは老舗なんですよね。古いところなんです。イオンも後から進出もしております。いわゆるオーバーサプライというようなことから、施設規模の不適合、それから通路に屋根がないオープンモール、暑い日、寒い日、雨の日は特に買い回りしづらい。傘を差したり、汗をかいたり、いわゆる回遊性がない。動線や形態の問題から、もう10年ほどからぼちぼち客足が遠のいて、巨大な店舗ですよ。核が撤退して、今どうなるかなというようなところまで来ています。

近々を見ていただくと分かるように、真正町にはリバーサイドモールがありました。ここは温泉があって、映画館があって、食事するところがあって、買物するところがあって、ここで一日過ごせるんですが、実態は御承知のように、こういったことになっています。

それから、近々にできた土岐のイオンタウン、これは大手です。当然これも今苦戦をしておりまして、かなり苦戦をしているようでございまして、急遽映画館を今新しく造るということで、もう今、ですから商業施設の繁栄は、町長、永遠ではないんです。間違いなく永遠やないんですよ、これは。いつかは来るんですよ。それが早いか遅いかちょっと分かりませんよ、それは。

ですから、今からそういったこともしっかり認識をして、こういったこともあるよというようなことも含めて、今言われたようにお金、例えば10年でもし撤退という形になったら、これは10年分、28億かそこらの投資ですか、これは半分、北方町はイオンさんへお返しせないかんです。初期投資、そうですよね。これ大変なことになるのではないかなというふうに思っていますよ。つまり、中途解約するということは。

ですから、本当に借り方を守るということで優位性が担保されていますが、この22億3,770万、

もし撤去した場合は、これはお返しするというようなことでよろしいんですか。これを再確認します。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　前借りの22億につきましては、その残りの契約年数の分についてはお返ししなきゃ、もう契約して年数がたった分については当然大丈夫ですけれども、残った分についてはお返しします。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　大変これ、皆さんがそういったことをふだんからやっぱり認識して……。何ですか。

〔発言する者あり〕

○９番（安藤浩孝君）　だから言うんやがね。皆さんが町長のように。

○町長（戸部哲哉君）　縁起悪い話はしません。

○９番（安藤浩孝君）　縁起が悪いとか、そんな話じゃないですよ。契約の社会のなりわいで言っているんですから、当然じゃないですか。いや、僕は別に潰れるなんて一言も言ってないですよ。町長が言われただけで。僕は撤退した場合と言っているだけですから。

これは、やっぱり契約の社会で我々生きている中ですから、やっぱりこれは全ての方が、我々は25年の後なんておるわけないので、問題ないと思うんですが、未来へ向けてしっかりこういったことも認識をしながら、こういった事案のことを進めていただきたいなということで僕はあえて言っておるだけで。よろしくお願いします。

それでは次、だから最初に言ったじゃないですか。華々しくオープンした期待いっぱいのにぎわいの商業施設、長く長く続けてくださいって、僕はその思いなんや。その思いで言っておる。

次４点目、イオンタウン周辺地区の交通対策についてお聞きをしていきたいと思います。

イオンタウン全面オープンから３か月近くになりました。開業前に周辺地区の交通対策を迅速に進めていただきました。結果、一部で渋滞等の交通障害も見受けられましたが、おおむね交通対策の取組が功を奏したのではないかと考えます。

そこでお聞きしますが、曲路二丁目信号機の改変、サイクルの現示調整、それから周回道路、町道366、371、296号線並びに天王川の左岸道路などの速度規制、通行規制、それから横断歩道の設置、歩道においての障害者用の誘導用の点字ブロック、駐車場出入口など交通安全対策の総括。３か月たちましたので、担当課のほうから総括、そして交通対策がうまくいったのかということでお聞きしていきたいと思いますので、御答弁をお願いします。

○議長（杉本真由美君）　山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　イオンタウン周辺の交通対策についてお答えをします。

議員御承知のとおり、イオンタウン周辺においては、これまで曲路二丁目交差点の信号機への右折矢印の設置、天王川左岸幅員狭小町道への自動車進入規制、バス停へのベンチや屋根の設置及び乗降口を示す点字ブロックの設置など、イオンタウン、県警と共に交通対策及び施設の利便

性向上に取り組んできました。

店舗オープン時は混雑しておりましたけれども、現在はそれも落ち着き、当該施設に係る交通事故や大きな混乱が発生していないことから、これまでの対策に一定の効果を感じております。

今後は、周回する町道の速度規制や横断歩道の設置など、状況を見ながら、必要に応じ対策の見直しを行っていきます。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　ただいま交通対策、総括として答弁いただきましたが、開業までの時間がない中、本当におのおのの交通対策を迅速に進めていただいたこと、また円滑に車の出入りも見られておりまして、また何よりも雨風しのげる屋根つきのバス停新設、私も二、三日あそこに利用者にちょっとお声を聞いてきましたけれども、皆さんがこんな優しいバス停を造っていただいて、待ち時間は１時間に１本か、下手すると全くない時間待たされるときに屋根がないと困るので、本当にいいものを造っていただいたと。本当にお年寄りに優しいバス停を造っていただいたということで、本当に喜んでいただいております。

特にバス停、曲路とイオンタウン前という２か所できたので、特に曲路の東側の人たち、東町。あの人たちも結構便利になったよねと。近くから乗れるからということで、本当におおむね好評ということでございまして、いろんな御配慮いただいたことをありがたくお礼を申し上げるものであります。

そこで１点だけお聞きしますが、ヤマデン西側の町道296号ですが、北西に位置する交差点、高田川を挟んで十字交差点、丁字交差点、複雑な形状のところでありますが、たしか以前、北進・南進一方通行の規制を設けるとしていましたが、地域住民からの強い要望によって一通規制が中止になりました。

今現状では、ヤマデン西側道路１車線分、工事用の柵が今占有をしております。交通安全、それからまた何よりも、もう工事が終わっているんですから、こういった工事用のパイプの柵ではなしに、景観から大変遠いものとなっております。一通の計画が中止になったわけですから、撤去し、使いやすい道路、幅広にすべきだと思っていますが、その辺りについてをお聞きします。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　今、議員御指摘の道路につきましてですが、確かに今、単管パイプで工事用の道具を使って車を誘導しておりますが、昨今オープンした後の車の状況を鑑みまして、ポスト等を立てて、もう少しきれいな感じで車等を誘導できるように変えていきたいと思っておりますのでお願いします。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　ということは、今、右折ラインのところがずうっと交差点から長いんですが、あれを取るということは、簡単なことを言うと３車線分、交差点へ向かうほうは、北からは２つ今ラインがあるんですが、全く取って２つを設けられるのか、それとも絞って、いわゆるラバーポール、ポールコーンを使用して使われるのか、その辺ちょっと確認だけお願いします。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　そこは現状の形のままでいきたいので、絞ってやろうと思ってはいます。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　では、質問を終わりまして、次は５点目、イオンタウン、イオンリテール、カインズ、ヤマダデンキテックランド、ガリバーなど、おのおの企業との災害協定、包括・地域連携協定についてお聞きをします。

○議長（杉本真由美君）　山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　イオンタウン各企業との災害協定、包括・地域連携協定についてお答えをします。

災害協定では、イオンタウン株式会社、イオンリテール株式会社と災害時に食料や生活物資の供給を受けることや、駐車場及び店舗を一時的な避難場所としての提供を受け、店舗内のトイレや水道を使用することができる災害時における防災活動協力に関する協定、また株式会社カインズとは、災害時に日用品等の生活必需品や応急対策に必要な物資の提供を受けることができる、災害時における生活物資の供給協力に関する協定を締結しています。

また、イオンタウン株式会社とは、地域の一層の活性化の推進及び町民サービスの向上を図ることを目的とした包括・地域連携協定を締結しています。今後、この連携協定に基づく取組を広げていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　今、御答弁いただきまして、イオンタウン、リテールはいろんなところと災害協定を包括的に結んでおられるのがよく分かりました。大変安心したところでありますが、ヤマダデンキがちょっと抜けておったんですが、ヤマダデンキ、各自治体というのは災害協定をいっぱいしておられます。有事における避難所環境等の向上、トイレ用品、防犯ブザー、駐車場における車中避難などいっぱいあるんですが、また今後もこういったところもありますので、ヤマデンさんともまた、せっかく進出してきておられますので、またお願いしたいと思うんですが。

そこで１点お聞きしますが、ホームページや、それから２年前、町長の選挙のときのリーフレットに、こんなことができましたというような災害協定が出ていました。８年の、お忘れですか。しっかり１ページ使って、町長の実績に書いていました。８年の実績、災害協定が出ていました。

そこで、それはいいんですが、これ年度ごとに示されていますが、協定を結んでもう７年、８年、古いものもあります。それから今さっき言った、ここ最近、近々の企業とのつながりもあると思います。

そこでお聞きしますが、そういったこと、古いものも含めて再確認、実践での協定の内容を検討して、相手企業との再確認、どうなの、これで今使えるやろうか。最近こういうふうに災害が変わってきたから、ちょっとこういうふうに変えたらどうやというのを含めて、やっぱりこれはその都度その都度見直ししていかなあかんと思うんですが、その辺りはどうでしょうか、お聞き

をします。

○議長（杉本真由美君）　山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　議員御指摘のとおりでございますので、折を見ながら、その点については確認をしていきたいというふうに思っております。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　それでは、次の質問にします。

６点目、農工商連携、農業６次産業化、産地支援「農業振興エリア」、現状と今後の取組についてお聞かせをください。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑都市環境課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　６つ目の質問についてでありますが、農業振興エリアにおける農商工連携、農業６次産業化、産地支援等については、過去にも議員からの御質問でアグリ新産業エリアが進捗していないことを御指摘いただいております。

現状、６次産業化に係る施設誘致や特産品、新商品の検討、開発といったものについては、具体的なものはございません。

一方で、広域交流拠点との連携については、イオンリテールの出店決定後、地元農産物の販売や料理の材料としての使用等について改めて協議を重ねたことで、担当者の方が農業関係者との調整に積極的に取り組んでいただき、店舗内に生産者が分かる産直コーナーが設けられたところであります。こちらにつきましては、さらなる拡充や飲食店での取扱いなどについて引き続き協議していきたいと思っております。

また、今後につきましては、地域再生計画策定後10年が経過することから、農業を取り巻く環境も大きく変化していることを踏まえ、現在及び将来における課題を確認し、その方向性を改めて検討することも必要かと思います。

10年後の農地の状況を示す地域計画では、今ある農地が将来に耕作放棄地とならないよう、誰が耕作していくのかも示すことが求められており、地権者や農業者の意向確認とともに、10年後の農地の状況を共有することが大変重要となっております。その過程の中で、農業振興エリアの現在の方向性も含めつつ、幅広に見直していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　今、農商工連携、農業振興エリア、６次産業化など幾つか御答弁いただきましたが、これ数回、僕質問しているんですね。

それで議事録を見ると、いっぱい宮﨑課長が発言しているのがいっぱい出てくる。それで、これをあえて言うこともないので、宮﨑課長も十分思いがあろうかと思います。イオンタウン開業のめどがついたことから、しっかりこれをやりたいなということは、進めていくことは間違いありませんとか、いろいろ御答弁をいただいておりますので、今10年というようなことも言われましたので、10年なら、これをまた一回見直しという言葉がどうか分かりませんが、果たして町長も言ってみえたように、いろんな規制がこの地区にはあるので、できるものとできないもの、や

っぱり一回仕分して、やっぱりできるものはやらないかんと思いますし、ちょっと難しいよねということになれば、これはいつまでも引きずるのではなしに何らかの形で変えていく。これがやっぱり実情に合った政策だと私は思っていますので、ぜひまたその辺りも含めて、またもんでいただきたいなということで、この質問を終わりたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

令和４年度岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付を受け、天王川かわまちづくり広場整備事業2,100万円をもって着手。コンセプトは、広域交流拠点と連携し身近な自然を感じられるオープンスペースとし、令和５年４月に完成をしました。その後、イオンタウン開業に合わせて令和７年度補正予算で休憩エリア、親水エリア、散策路の再整備が行われたことによって、地域住民の日常的な散策や休憩所として利用の増加が見られます。また、イオンタウン、ドッグランと隣り合わせということで河川内広場として憩いの空間となっています。

そこで質問いたします。

天王川河川広場の利活用と清掃などの整備、持続的な維持管理、それからネーミングライツ（命名権）についてお尋ねをいたしたいと思います。以上です。

○議長（杉本真由美君）　宮﨑都市環境課長。

○都市環境課長（宮﨑資啓君）　７つ目の質問についてでありますが、天王川かわまち広場の維持管理については、イオンタウンと維持管理業務委託契約をしております。

作業内容としましては、芝生管理やシバザクラ管理、そのほか毎日の清掃となっております。また、河川美化運動や一斉美化運動にはイオンリテールやカインズの従業員の方々にも参加してもらい、周辺の清掃に協力いただいております。

利活用については、イオンタウンが維持管理業務とともに、天王川かわまち広場においてにぎわい創出のための活動を定期的に実施することとしております。この天王川かわまち広場は、その規模や立地条件から、様々な企業・団体が各種イベントの開催のために継続的に使用することは想定していないため、ここでのネーミングライツは考えておりませんでした。しかしながら、イオンタウンが定期的に活動されるに当たり、ネーミングライツの効果が認められると判断されるなら、その導入について検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本真由美君）　安藤議員。

○９番（安藤浩孝君）　天王川河川広場、利活用と整備、ネーミングライツなどについて今御答弁をいただいたところであります。

３年前の2023年６月の広報「きたがた」の表紙、河川広場完成ということで大きく扱っておられました。また、内容の３ページにも紹介記事が掲載されていて、この国交省のかわまち河川広場にかける町の思いが私は伝わってくると思っています。

この広場再整備から、この春３月に完成しましたので、ほぼ３か月ぐらいがたちましたが、これからが天王川かわまちづくりの真価が問われるというふうに私は思っています。せっかく造って、これからだと思っています。町外の方の利用がめちゃくちゃ増えていますね。私も毎日散策

のコースになっていますが、朝はそうでもないんですけど、昼ですと、かなりの方が川へ下りて、やっぱり親水というんですか、水に親しむというようなことで本当にいい光景を毎日見ております。

そこで、多くの皆さんに心地いい天王川河川広場として提供するには、これはやっぱり持続的というか、継続的な整備が私は必要だと考えています。川は、以前もそうでしたが、雑草が本当にあっという間に腰まで上がってしまうので、今までは町内の人だけでしたが、今度は町外の人が多く見られるので、北方へ行って、何これと。せっかくのいいチャンスのこの広場が、かえって不評に取られるということも十分考えられると思います。

今のところしっかりと、今、課長が申されたように、この前の河川清掃のときも地元の企業の方が、今のイオンタウンの方たちやらいろんな方が骨を折っていただいて、きれいにしていただいたんですが、せっかくいいものは持続的にいい河川広場にしないと僕は駄目だと思っています。

それで、このネーミングライツは、申すまでもなく、企業などの民間資金を活用し、施設の運営や維持管理をより安定的に持続的に行うことを目的としています。年間、多分相当な金額がこれから清掃、草むしり等々でかかってくると思うんですね。来年度予算、どの程度出されるか分かりませんが、この４月から大野町、野球場、御存じですかね、レインボースタジアムという高校野球の聖地となっています。１回戦、２回戦、準々決勝まで、今このレインボースタジアムでやります。私も野球好きなので時々のぞきますが、ここは５年間で年額300万です。年額300万ですから1,500万が入るんですね。大きいお金ですよ。これ、大垣の電気工事会社、弘光舎というところと契約して、あっという間にネーミングライツ、売却というか売れたというのがこの前ちょっと出ていました。

それから、ちょっと変わったところで、名古屋市では横断歩道橋のネーミングライツがすごいですよ。今、横断歩道が名古屋市、全部とはいいませんが、102あるらしいです。これを全て愛称権にして年間契約30万円。１つの橋で30万円です。だから3,000万、4,000万円が入ってくるということになっています。

どの市町も財政が厳しい中、いろんな形で今取り組んでおります。本町も、きらり、総合体育館、おのおのたしか30万円で命名権、２社に協力をお願いしておるところでありますが、イオンタウンも、どの冊子を見ても、専門店の前のもちの木広場、それから河川内広場、これをかなりのウエートでＰＲをしておみえになるんですね。町への提案、相談を重ねつつ、利用用途を定めていくという方向で話をしておられます。

たまたま私も散策していましたら、イオンの幹部ですね、あの方は。お話をしていましたら、ここを使ってバードウオッチングしたりだとか、農林高校、例えばですよ。あそこは野鳥クラブがあるので、あそこを使ったりだとか、それからいろんな形でここの広場を使いたいんだと。今はお客さんというか、集客もあるんだけど、いずれ何らかの形でこういった仕掛けもぜひしたいというようなことも言ってみえたので、これは確かに河川内広場ではなしに、例えばイオンタウン河川広場だとか、よりもっともっとこの川にイオンさんも力を入れていただけるのかなという

ふうに思っています。それが、ひいてはこの河川内広場が持続というか、長く使っていただける一つのきっかけになるのではないかと思っています。

ぜひネーミングライツ、かわまちづくりをぜひ目指していただきたいと思いますが、何かそこで答弁があれば最後にお聞きしますが、よろしいですか。また町長に言ってもらってもいいし。

○議長（杉本真由美君）　町長。

○町長（戸部哲哉君）　私のほうからお答えさせていただきますけれども、ネーミングライツ、今御承知のとおり、きらりと総合体育館いただいております。僅か年額30万ということでございますけれども、そういう話が出てくれば結構なことなので、募集をかけてみることはやぶさかでないなというふうに思っております。

ただ、今の河川公園に限らず、清流平和公園とか、まだまだもくろめるようなところがありますので、そこら辺も含めた中で一遍検討してみたいと思います。よろしくお願いします。

○９番（安藤浩孝君）　以上で一般質問を終わります。

○議長（杉本真由美君）　次に、古野裕美子さん。

○１番（古野裕美子君）　議長のお許しをいただきましたので、私からは大きく２つ御質問させていただきます。

まず１つ目の質問です。住民主体のまちづくりと地域コミュニティーの活性化について伺います。

今年の北方まつりでは、20年ぶりとなる女みこしが復活しました。私自身も立ち上げに関わらせていただきましたが、やってみたい、北方町を盛り上げたいという思いに多くの方が共感し、集まってくださいました。参加者は高校生から子育て世代、地域活動を長年支えてこられた方まで本当に様々で、北方町の方だけでなく、町外から参加してくださった方も見えました。

当日はあいにくの雨でしたが、みこしを担ぐ人だけでなく、沿道から温かい声をかけてくださる方や運営を支えてくださる方、ＳＮＳなどで発信してくださる方など多くの方が関わり、１つのことをみんなでつくり上げる喜びや、人と人とのつながりの大切さを改めて感じる機会となりました。

近年は少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域のコミュニティーの希薄化や担い手不足が課題となっております。一方で、行政だけでは解決が難しい地域課題も増えています。そのような中で、住民が自ら考え、行動し、仲間を集めながら地域を盛り上げていく活動は、これからのまちづくりにおいて大変重要な役割を果たすのではないかと感じています。

今回の女みこしも、行政が主導した事業ではなく、住民のやってみようという思いから始まり、多くの方の協力によって実現しました。私は、このような住民主体の活動こそが北方町の魅力を高め、地域コミュニティーを活性化させる大きな力になると考えています。

人口減少社会を迎える中、町の魅力をつくるのは行政サービスだけではありません。そこに暮らす人たちの挑戦やつながり、自分たちの町は自分たちでよくしていこうという思いこそが、町の未来を支える大切な財産になるのではないでしょうか。

そこで、町長にお尋ねいたします。

20年ぶりに復活した女みこしをはじめとする住民主体の活動について、地域コミュニティーの活性化やまちづくりの観点からどのような意義を感じておられますか。また、今後こうした住民の自主的な挑戦や活動をどのように支え、広げていこうとお考えでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（杉本真由美君）　町長。

○町長（戸部哲哉君）　それでは、古野議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

住民主体のまちづくり活動についてということで、個別具体の活動ということではなく、全般的な見地からの所見と、また今後についての意見ということでお尋ねをされたと思いますので、しかしながら、質問の内容からして、どうしても漠然とした答えになってしまうことをあらかじめ御了承いただきたいと願います。

まず、基本的な考え方としては、住民主体のまちづくり活動は地域コミュニティーを活性化させ、人と人とのつながりを深めることができる大変意義のある活動であるというふうに思っております。

したがって、今後におきましても、大いに各種の活動を続けていただきたいと思っておりますし、また行政として後押しできる範疇において、協力を惜しまない考えは当然に持ち合わせているわけでございます。

また、こうした活動は、やはり立ち上げの際に何かと御苦労が多いと思いますし、また事前の準備などもちろん大事だと思いますが、まずは初めの第一歩を踏み出す、その勇気や決断が一番大事だというふうにも思っております。

そこで、行政としての関わり方ですが、まずは資金面においての活動支援を考えるということになろうかと思いますが、これはどうしても公金を取り扱う以上、申請や提出書類など事務手続が必要になります。この辺りは、気軽に相談していただけるような行政との関係をまず築いていただくことがやはり大切ではないかなと思っております。

いずれにしても、各種の住民活動を行う際には、本当にいい意味で、うまく行政を活用していただくことが大事であるというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（杉本真由美君）　古野議員。

○１番（古野裕美子君）　御答弁ありがとうございました。

温かい、まずは第一歩を踏み出す勇気や決断が必要であることから、気軽に相談していただける仕組みづくり、環境をつくりたいということをいただいてうれしく思います。

私もこれからの北方町のまちづくりにおいて、行政だけが考えるのではなく、町民一人一人のこうしたい、こんな町にしたいという思いを大切にすることが重要だと思っています。小さな挑戦や一歩が町への愛着や人と人とのつながりを生み、将来の北方町の大きな力になると感じています。住んでいる人が北方町を好きになり、誇りに思えるまちづくりをこれからも期待しております。

一方で、実際に活動を立ち上げようとすると資金面や手続面のハードルを感じることがあり、一歩を踏み出せない方もいる声も聞いております。北方町にはまちづくり助成金制度がありますが、年１回の募集となっており、活動を始めたいと思ったタイミングと申請時期が合わない場合があります。今回の女みこしもそうでしたが、住民のやってみたいという気持ちは必ずしも募集時期に合わせて生まれるものではありません。地域で暮らす中で、こうしたらもっとよくなるのでは、こんな活動をしてみたいという思いが自然に芽生え、そこから動き出すものだと私は考えています。

しかし、現行の助成制度では、その自然に芽生えた思いが制度のタイミングとは合わず、動き出せない場面が生じます。住民主体の活動をさらに後押しするためには、助成制度をより活用しやすくなることも必要ではないかと考えます。

例えば、書類作成が負担になっているという声は決して少なくありません。文章で伝えることが苦手な方も見えます。もし、思いを直接伝えられるプレゼン形式があれば、参加の視野は大きく広がります。制度を変えるというより、住民の思いが伝わりやすい入り口を増やすという発想です。そして、住民の思いが芽生えたタイミングを逃さない仕組みが必要です。募集回数を増やすことや随時受付できる仕組みを設けることも一つの方法だと思います。私は、住民主体のまちづくりをさらに広げていくためには、住民のやってみたいという思いを受け止める仕組みが重要だと考えています。

その上で、次の３点について伺います。

１点目、過去３年間のまちづくり助成金の申請件数及び採択件数をどのように分析してみえますか。

２点目、書類申請に加え、プレゼン形式での申請も受け入れてはいかがでしょうか。

３つ目、募集回数の拡充や随時受付制度の導入を検討してはいかがでしょうか。

以上よろしくお願いします。

○議長（杉本真由美君）　浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君）　それでは、私からまちづくり助成金制度に関する御質問ということで３点ございました。そちらのほうをお答えさせていただきます。

まず１点目に、過去３年間の採択状況ということでございますが、令和６年度は申請が５件で採択も５件、令和７年度は申請が５件で採択は４件、令和８年度、今年度ですが、申請３件で採択も３件という状況でございました。

内容分析ということでありますが、簡単な所感ですが、令和６年度には５件中３件、令和７年度には５件中２件ということで新規の申請者がおられましたので、これはよい傾向であるというようなことは考えております。

２点目に、プレゼン形式の申請ということでございますが、これはどうしても公的な助成である以上、申請の書類、また決算報告とか、こういったものをなくしてしまうようなことはできないわけなんですが、ただ、文章では表現できないような事業に対する熱意ですとか、こういった

部分もプレゼンの形式なので、補足していただくというようなことは可能ではないかなというふうに考えております。

ただし、これは審査会にお越しいただいて、その場でプレゼンをしてくださいというふうになりますと、かえってプレッシャーになってしまうことも、感じる方もおられるかなということは考えますので、実際の運用方法という部分は慎重に検討したいというふうに思います。

３点目、随時の受付ということなんでございますが、これは予算単年度の原則がございまして、要は年度を超えての助成ができないということがネックになろうかと思います。仮に随時受付可能というふうにいたしましても、事業は年度内に終了しなければならないということがございます。随時受付を行ってから審査会をまた急に招集して、内容審査とか、そういったことになりますと、どうしてもまた時間もかかってしまいます。活動内容が時期的に制限されてしまうおそれもあろうかと思います。

ただし、議員御指摘のとおり、現状の方式では、申請の期間が４月の当初の期間のみと短いことは事実でございます。そのため、今後例えば当初申請が少なかったというようなときには二次募集を行うとか、何らかの方法を検討していきたいと考えております。

大事なことは、まずは気軽に、先ほど町長のお答えでもございましたが、気軽に御相談いただくというところから始めていただくのがよろしいかと思いますが、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本真由美君）　古野議員。

○１番（古野裕美子君）　ありがとうございました。

新規の件数が令和６年度３件、令和７年度２件という大変いい傾向があると私も思います。プレゼン形式に関しても、やはり思いを表現できるというのは大変ありがたいことだと思っています。４月の当初期間の本当に短い期間ですので、これを何らかの方法で二次募集にかけるなど、柔軟に対応を検討していただけるということは、住民の活動を後押しする上で大切な一歩だと受け止めております。

制度を大きく変えなくても、運用を少し軟らかくするだけで、まちづくりの芽を逃さずに済む場面が増えると思います。住民の思いが自然に動き出せるような制度へと、そして助成制度を単なる補助金制度ではなく、住民の挑戦を育てる仕組みとして今後さらに充実させていただくことを期待して、１つ目の質問を終わります。

次に、小児科・産婦人科のオンライン相談事業について伺います。

北方町では、医療費助成の拡充により、高校生世代まで安心して受診できる環境が整ってきました。これは、子育て世代にとって非常に大きな支援であると感じています。

一方で、子供の発熱や体調不良時には今すぐ受診したほうがいいのか、朝まで様子を見ても大丈夫なのかと不安な夜を過ごす保護者の方も少なくありません。子育て中のお母さんは、夜間の発熱や育児の悩みなど小さな不安を独りで抱え込んでしまうことがあります。また、不登校においても、本人だけでなく保護者の方も誰に相談したらいいのかよく分からない、これくらいのこ

とで相談してもいいのだろうかと悩みを抱えやすい状況があります。さらに、産後の不安定な時期や精神的な悩みについても対面では相談しづらく、独りで抱え込んでしまう方も見えるのではないでしょうか。

もちろん、北方町は19か所の医療機関が整っている大変恵まれた環境にあります。しかし、オンライン相談は医療機関に代わるものではなく、必要なときに専門職へ気軽に相談できる安心につながる入り口になり得るのではないかと考えます。

導入自治体では、薬が欲しいわけでなく、安心したいという利用者の声が多く寄せられているそうです。また、24時間相談機能の利用率は84.4％と高く、病院や役場が閉まっている時間帯に相談したいというニーズの高さがうかがえます。さらに、利用者の85.9％が「不安が軽減・解消した」と回答しています。

私は、この事業の価値は診療そのものではなく、不安を安心へ変えることにあると考えています。夜間に子供の体調で悩む保護者の方が医師へ相談できること、産後のお母さんが助産師へ気軽に相談できること、不登校や家庭の悩みを抱える方が誰の目も気にせずに相談できることです。

私は、この事業について調べる中で自身の子育てを思い出しました。夜中に熱を出した子供を前に、今すぐ病院へ行くべきか、朝まで様子を見ても大丈夫なのかと悩んだこともあります。また、１人で複数の子供を連れて病院へ行くことの大変さから受診を迷った経験もあります。産後、夜中になかなか寝ない我が子を抱きながら涙した日もありました。あのとき、スマートフォンから医師や助産師に相談できていたなら、どれほど安心できていただろうかと思います。

私は薬が欲しいわけでなく、安心が欲しい方の支えとなる仕組みとして、このオンライン相談事業は大きな可能性があると感じています。そうした小さな安心の積み重ねが、子育てしやすい北方町につながるのではないでしょうか。

ここで３点質問いたします。

１点目、過去３年間の夜間診療の件数を教えてください。

２点目、保健師さんに相談する年間件数及び主な相談内容は何がありますか。

３点目、ＬＩＮＥなどを活用したオンライン相談体制について、子育て世代や保護者支援の観点から研究・検討する考えはありますでしょうか。

以上よろしくお願いします。

○議長（杉本真由美君）　横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君）　小児科・産婦人科のオンライン相談事業についてお答えします。

１点目の御質問、過去３年間の夜間診療の件数についてですが、岐阜圏域構成市町で運営する小児夜間急病センターにおける本町の夜間の小児受診件数は、令和４年度が85件、５年度91件、６年度は62件となっており、この数値はおおむね小児の対象人口の３％前後の受診率となります。

２点目の保健師への相談件数や内容についてですが、妊娠・子育てに関する相談件数は年間で3,000件ほどになります。また、相談内容は子供の成長や発達、育児不安から生活全般の問題まで多岐にわたり、保健センターの職員が他部署や他の機関と連携を取りながら包括的・継続的な

支援体制を行っています。

３点目のオンライン相談体制の導入についてですが、本町においては小児科・産婦人科をはじめ多くの医療機関が身近に存在し、夜間・休日対応としては、県が実施している子ども医療電話相談をはじめとする電話での医療相談窓口も充実しておりますので、現時点においては民間のオンライン相談サービスを導入する予定はありません。

今後ともオンライン相談体制の全国的な動向を研究するとともに、保健センターでの相談支援体制の充実や各種相談窓口の周知に努め、安心して子育てができる環境の整備に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉本真由美君）　古野議員。

○１番（古野裕美子君）　ありがとうございました。

子供に対しての、１番に対して３％前後ということで、決して少なくないとも思いますけど、多いとも言えませんので、あれですけど、町民が安心して相談できるオンラインは必要な受診につなげることができると私は考えておりますので、例えば保健師さんに相談する年間3,000件ほどの件ですけれども、日中であっても不安や悩みが生じていることだと受け止めています。

では、夜間や休日はどうかなということで、保健師さんに相談できない時間帯こそ不安が大きくなる時間帯だと思います。日中に保健師さんが相談できる体制があるのは北方町の強みであると思います。しかし、時間外はその強みが途切れてしまいますので、その空白の時間を埋めるのがオンライン相談だと考えています。現在のある支援を置き換えるものでなく、必要な支援へつながるための新たな入り口の一つになるのかなと思っております。

３つ目に関しては、子育て中の保護者が悩みを抱えたときに、まず相談につながる入り口を増やすことだと思っております。相談窓口があっても、電話することへの心理的なハードルや時間の制約から相談につながらない場合もあるかと思っています。

今現在、保健師さんなどが十分に対応しているということなんですけれども、例えば潜在的な子育てに不安を抱える家庭をどうやって把握して支援につなげていくというお考えでしょうか。伺えたらお願いします。

○議長（杉本真由美君）　横田課長。

○健康推進課長（横田紀彦君）　昼間に支援を受けられないお子様、御家庭に対しての継続的な支援という趣旨の質問でよろしかったですか。

○１番（古野裕美子君）　拾い切れない相談。

○健康推進課長（横田紀彦君）　拾い切れない相談があるのではないかということなんですけど、確かに年間3,000件で、なかなか昼間に対応できないものについては、場合によっては夜間に訪問するといったようなこともハイリスク案件ではやっておりますし、多々課題はありますけど、いろんな手法を検討しながら、ちょっと上手にお答えできないんですけど、既存の電話医療相談等もありますので、そういったサービスも活用しながら検討していきたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　古野議員。

○１番（古野裕美子君）　ありがとうございました。

今の時代、ＡＩやインターネットで多くの情報を得ることはできます。しかし、保護者が本当に求めているのは一般論ではなく、うちの子の場合はどうなのかという専門職からの助言ではないでしょうか。オンライン相談は病院の代わりではありません。子育てや産後の不安を抱える方が安心へたどり着くための入り口です。この事業の価値は診療そのものでなく、不安を安心へ変えることにあると考えています。

例えば、産後ケアもどんどん利用する方が増えて、利用した方の声を聞くと大変喜ばれております。北方町はたくさんの医療機関があるからこそ、行けるから行くのではなく、行くべきか判断できる町にしていく必要があるかとも考えております。

困ったときに一人で抱え込まなくてもいい、重層的な支援に力を入れる北方町につながるよう、国からの補助金制度をうまく活用して、多くの自治体が導入へ進んでいる今だからこそ、北方町で子育てをしてよかったと思える町であるために、本町でも研究を進めていただけることを願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本真由美君）　これにて暫時休憩をいたします。

10分休憩しますので、11時５分からお願いいたします。

休憩　午前10時56分

再開　午前11時04分

○議長（杉本真由美君）　皆さんおそろいですので、これより再開いたします。

次に、井野勝巳さん。

○１０番（井野勝巳君）　こんにちは。

議長の許可をいただきましたので、旧本巣消防事務組合施設及び土地問題等について質問させていただきたいと思います。

昭和44年、本巣郡内５町により開所以来55年間にわたって市民の生命と財産を守ってきました本巣消防事務組合も、平成30年に岐阜市消防本部との広域化に供され、解散することになりました。移行後に本巣市も北方町も新たに消防署の建設に着手して、本年は本巣も北方も消防署が完成を見たところであります。あとに残されたのは、旧消防署の解体と土地の整地かと思います。

今日お聞きしたいことは、岐阜市消防に移行してから８年になりますが、旧消防署の施設が解体もされずに放置状態についてであります。旧施設の解体工事や跡地問題など、本巣市と協議が残されておりますので、今後の日程など一問一答でちょっとお聞きをしたいと思います。

第１問は、本巣市との協議は既に終わっているんでしょうか。

○議長（杉本真由美君）　山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　それでは、議員御質問についてお答えをいたします。

本巣市との協議につきましては現在も継続して行っているところでございます。売却をするという方針は確認しているところでございます。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　協議をこれから継続するということで、今、協議のメンバーについては何名で、どういった人たちが対応されておるのか。

○議長（杉本真由美君）　山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　本巣市との協議に出席しているのは、北方町側では総務危機管理課の課長私と主幹でございます。本巣市側の担当部署は総務部総務課で、部長、課長、それから担当者ということでございます。計５人です。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　それで、これから協議されていく中で、解体する工事費なんかは本巣市と北方町はどの持ち合いというか、どのぐらいずつ持ち合いで、そういう話もされておりますか。今後ですか。

○議長（杉本真由美君）　山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　工事費などということでございますけれども、現時点で工事は予定しておりませんので、現施設の本巣市との共有持分率についてお答えをします。

旧本巣消防の消防本部及び中消防署、中消防署西分署の土地・建物ともに、本巣市が69.3%、北方町が30.7%でございます。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　大体７対３に見ておけばいいかなあという感じですけれども、当然売買をする形で進めると思うんですけれども、あと土地等については、これもやっぱり７対３の案分で土地代金も分けるということで理解していいですか。

○議長（杉本真由美君）　山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　跡地、処分時の建物を含めて、本巣市との案分については先ほどお答えした、それぞれの持分割合で清算する予定でございます。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　今まで持分で７対３という話になると、ちょっと僕的には考えるのは、55年間、消防署というのは北方町に税金みたいなのは入っていたのかな。無税だと思うんだけど、公共施設として。55年間うちでは、言うなら本巣消防に無償貸与しておったような感じになるんやな。この間の税収というのはすごい金額になると思う。55年間は。あの土地を。そこで７対３でやられるようなことでは物すごい分が悪いと思うので、強力に一遍交渉してほしいと思うんやけど、交渉するあれはありますか。

○議長（杉本真由美君）　山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　旧本巣消防のことにつきまして、あれは一部事務組合の所有のものでございました。それまでに負担してきた財政負担割とかで、消防事務の負担金を町とか市が負担していったわけですけれども、その負担割合に応じて、この持分割合が決められてきた経緯がございます。解散したことによって、この割合になったということでございますので、そ

の割合で清算するというのが当然の流れであろうかと思います。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　確かに最初に大体決められておった形の中で、人口割や何かで決めて、この辺はできたかと思うけど、今考えてみると残念なことだなあと思っておりますけれども、それで、この今これから解体するに当たり、まだ何も計画がない。まだいつ解体するとも分からん。だけど、消防署は倉庫代わりに使っておっただけのことだし、既にあの土地というのは北方町の土地の中なんやで、一刻も早いところ整地する必要があるんじゃないの。売るにしても何にしても。何でそんなに時間かかるの。もうちょっとてきぱきというか、できんかなあ。既に今解体になることは目に見えて分かっておった中だし、岐阜市の消防になってからは。いまだにまだめどが立たんなんていうことは、これはおかしなことだわ。早いところやってくれ。いつまでも待っておらんと。

それでは、次に質問させてもらいたいと思いますけれども……。

○議長（杉本真由美君）　井野議員、今の１番目のことで、まだ５番目と６番目の答弁いただいていないですが、大丈夫ですか。

○１０番（井野勝已君）　何を。質問ですか。

○議長（杉本真由美君）　５番目、６番目、大丈夫ですか。

○１０番（井野勝已君）　もういい。何も、計画も何もないのをほったらかしておるのは聞いてもしゃあないことや。割愛します。

次へ行きます。

２番目の旧西小学校跡地についてちょっとお聞きをしたかったんですが、通告に臨時議会招集遅延事案についてはという通告をしてありましたが、これはちょっとおかしいやないかという議長からの指摘がありましたので、この意味合いとしては、私たちは３月に、初旬にでも臨時議会をと聞いておったやつが延びてきたので、そのことだけの簡単な意味で載せたので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

それで、旧西小学校跡地問題についてお尋ねをしたいと思いますが、３月議会終了後に、４月の上旬に臨時議会予定と聞いておりましたが、先方の都合で少し延期したい旨の電話が一回ありました。その後は何の連絡もなく、６月議会にも提案がされなかったので、質問をと思って通告をしたところ、議会初日に町長から西小の経過説明をすると聞いて、はしごを外された感じがしております。一応通告してありますので、お聞きをしたいと思います。

住民説明会の資料も、これが私のところへ回ってきたのが11日ですので、11日にこれを読んでみましたら、結構西小の問題とか本巣の問題でも、今、消防署についても具体的交渉になるのはこれからの段階ですと見たところですけれども、１つは臨時議会がなぜ招集がすぐできなかったのか、その理由についてお聞かせください。

○議長（杉本真由美君）　町長。

○町長（戸部哲哉君）　お答えをいたしたいと思いますけれども、３月議会定例会の最終日に、閉

会の挨拶の中で今こういった大手の企業が西小の跡地について検討をしておると。その検討をしてきた中で、大方、大筋買いたいという方向が出たということで、これから契約について協議をするので、協議が早くまとまれば３月中にも臨時議会をお願いしたいというお話をさせていただきました。

ただ、これは相手があるものですから、その予定をしておりましたけれども、たまたまイラン情勢で、情勢がまた一転をしたという中で慎重になられたということは今議会の初日に説明をさせていただいたとおりでございまして、それで契約が延びたといっても、契約の日にちを決めたわけでも何でもございませんので、それといつまでに結論を出せということも決めたわけではございませんので、ただ、契約に向けて今準備をしているという段階でございます。

したがいまして、現状ではこのまま、この間お話ししたとおり、今月いっぱいに一応何らかの返答をいただけると。まだそれは流動的なところもございますけれども、今の段階ではそういうことですので、御了承願いたいということで初日に説明をさせていただいたところでございますので、ぜひ御理解をいただいて、御協力をいただきたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　２番目に、交渉先との遅延に至った主な問題点は何でしたかということもお聞きをしたかったんですが、今説明をいただきましたので。

では、８日の全協で話されたので質問してもいいかなあと思いますけれども、あまり詳しいことは言いませんが、商社との交渉はほぼ合意に至って、商社の返事待ちと。これも今月いっぱいかかって、７月の上旬に招集したいというような説明をこの間お聞きしました。改めて、店舗への進入路等の話もありましたね。橋を架ける話が。これを出してもいいですか。話ししても差し障りないですね。

そういったことがありましたけれども、その後、私もある程度支持者とも相談をして、聞いて、こういうふうに説明を受けたがと言ったら、それはどうかなあという人も結構見えるので、どうしてこういう話になってきたのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。半分出すと言っておった話。建設費が。

○議長（杉本真由美君）　町長。

○町長（戸部哲哉君）　当然売却でありますので、相手方はそこで御商売をされるわけですね。当然金銭的に、まずは一番は折り合うかどうかという問題がある。

そういう中で、そこの土地を買って商売をするに当たって、どうしても進入口がないということで、橋を架けないとやっぱり南からのお客さん、東からのお客さんの流入が見込めないということで、橋を架けたいと。橋を架けるには相当な金額がかかるので、もっとまけていただけないかと。早い話が、橋の値段を町で持ってもらえないかという話になったわけですね。

逆に言うと、当初から私はこれも橋を町で架けてでも、この土地を生かさないといけないなというふうな思いも当然ございました中で、一企業に対して町が全面的に橋を架けるというわけにはいきませんし、かといって御商売の邪魔もできませんので、できればそちらで架けてほしいと。

その分、ある意味こちらも少し値引きをして、値引きという言い方はおかしいんですけれども、橋の値段を少し持ちましょうという中で、これは交渉事ですので、そういうお話を進めてきました。その中で、ある程度合意が得られたということです。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　確かにそういった形の中で言ってくるかと思うんですが、これはでも２回目のときに、ちょこっとの間、鑑定額を据え置くと聞いておったんですが、２回目以降は、３回目も入札をかけてあったわけですか。入札をかけてあって、今その入札額において大体合意したというなら、そのときには橋の問題は出ておらんわけですね。橋の問題なしにして入札で落とされたなら、その額で契約するのが筋じゃないかと思うんですけれども。

○議長（杉本真由美君）　井野議員、先ほど町長に質問された件についてですけど、通告にございませんでしたが、先ほど町長が答弁していただきました。

○１０番（井野勝已君）　何やって。

○議長（杉本真由美君）　通告にありませんでしたので、答弁していただきましたけど、本来は通告に従って質問していただきたいんですが、この後も。

○１０番（井野勝已君）　いや、先ほども消しましたけど、１番目の通告にしても１番目の説明で済んだので、済みゃあ、一応通告してあろうが済んでいますんですよ、これは。

○町長（戸部哲哉君）　答えます。

○議長（杉本真由美君）　町長のほうから了解をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

町長、お願いします。

○町長（戸部哲哉君）　３回目の入札につきましては全く不調ということで、どなたも申込みはなかったということです。

それは、その値段を見て、基本的には今のところが出店意欲を、値段で来て、交渉に来たということです。ですから、個別に交渉させていただいて、そういう橋の話が出てきたということです。当然、橋の条件をつけたような入札の仕方なんていうのは当然ありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　随契に近い形で進めたということですね。

はい、分かりました。また７月の臨時議会がありますので、そのときまたお聞きすることにします。

この問題というのは、11日のこれを見ると、住民も結構関心があったんですが、これは近くのアピタは町の賃貸で行ったし、またイオンとも町有地は賃貸契約を結んだんですね。それで、西小は当初から町長は売るような形の中で進めてきたんですけれども、アピタがあるわ、あそこがある、また今度真正地区にも何とかという店がもう一つできる。またここに、西小の跡にもこういった物ができるということになると、これを売ってしまうという話の中で契約ということは、その思いは変わりませんか。

○町長（戸部哲哉君）　質問の意味が分かりません。

○１０番（井野勝已君）　いや、だから売ってしまうことに意味は、変わりはないんやね。合意に至ったら売るぞと。近くのことは考えんよと。商売のことは、ほかのことは。

いや、これね、アピタの目の先にできるんやで、新しい店がね。僕心配するのは、アピタなんかでももしかしたら、あそこ今アピタは当初と違って、ほかのグループが入ってきて運営しておるような状況で、もし行政不信になったら、返すなんていって、またアピタの土地がどかっと空いてくると、そんなことはないか、ちょっとそこらも心配しておるもんで、私としては。町長はどう考えておるの。

○議長（杉本真由美君）　井野議員、通告外のことですので。

○１０番（井野勝已君）　関連しておると思うんですがね。

○議長（杉本真由美君）　お答えできるようでしたら。

○１０番（井野勝已君）　いやいや、答弁できなできんでいいんですよ。

○町長（戸部哲哉君）　答えます。

○議長（杉本真由美君）　町長。

○町長（戸部哲哉君）　当然今売却ということで、西小の統廃合の時期から、私は一貫して西小の跡地には、町としては利用しないと。民間利用ということで一貫をしておりましたので、売却という意思は変わりません。そこに何が来るとかいうことで、ほかの店がどうかなるかという話は、全く私には理解ができません。それは一般競争社会が常でありまして、仮にそれがなくても、当然競争して競合しているわけですから、これは流れの中でやむを得んときはやむを得ないと思っております。

ただ、ここまで言っていいかどうか分かりませんけれども、町としては何らかの形で、例えば今アピタの土地でもそうなんですけれども、もう既にアピタがなくても土地利用はされているわけですから、これは町の土地じゃありません。個人の土地でありますので、これが畑から宅地に変わった時点で利用されておりますので、町の役目としては、また町のメリットとしてはそれで十分にあるというふうに思っておりますので御理解ください。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　それでは、質問を変えさせていただきます。

次に、学園生の登下校におけるサングラス着用についてお尋ねをいたしたいと思います。

最近のテレビ報道で、子供たちのサングラス着用を許可した学校があるとのことで、聞いたときは、えっ、子供にサングラスと一瞬考えたんですが、今はタブレットで授業が行われるようになり、最近の調査によると、デジタル教科書の特徴として機能的に優れているものの、懸念として手書きをする機会の減少や視力低下のおそれがあるなどデメリットも提起をされてきました。また、子供たちの近視眼が増加しているとも聞いております。最近は、学校の授業や家庭でテレビを見る機会が多くなる一方、遠くを見る機会も少なく、視力の低下につながっているのではないかと思います。

サングラスの着用は、調べてみましたら、東京都北区の某中学校・高校で、25年の10月から国内で初めて導入をしたということであります。この学校では、窓際の生徒が教室内でもサングラスを着用しているとのことで、学校は目の健康を守る新しい文化と捉えているようであります。目も高齢化とともに白内障や緑内障を患ってきますので、若いときから少しでも刺激を与えないことも大切かと思います。

猛暑を迎える夏場に、父兄の負担もあろうと思いますが、学校は眼鏡ブランドと連携して導入をしているようであります。ほかにも茨城県の高校・附属中学校や大阪女子高校、埼玉の高等学校・附属中学校も導入をしております。学校によって、通学時に限定したり、屋外活動のみ許可するようで、風紀を乱さない程度のサングラスならと思いますので、県内で初めての導入になるかと思いますので、町長と教育長にこれをお聞きしたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　名取教育長。

○教育長（名取康夫君）　サングラスの着用許可についてお答えをします。

児童・生徒の目に対する紫外線対策といたしましては、熱中症対策と併せて帽子や日傘の使用などを指導しています。また、タブレット授業における視力の保護に対しては、タブレットの使用時間の制限や画面からの距離の取り方、合間に休憩を入れるなど様々な配慮をしながら活用しています。

現在、目を保護するためのサングラスの使用については、禁止はしてはいませんが、学校として推進はしていません。今後、学校医等からの医学的な見解を基に、児童・生徒の安全面、個々の事情等を考慮して、取扱いについて検討してまいりたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝巳君）　今、教育長、検討してくれるという話ですけど、僕がこの原稿を書いた後なんですけど、これを見ると、眼鏡のメーカーの名前は言いませんけれども、またあれから増えまして、東京の販売指定やってきた学校がまた増えてきておるんですね。

このニュースが流れてから増えるということは、確かにサングラスはいいんじゃないかと考えたところがあるかと思うので、これはひとつ早急に、親の負担がありますので、買うか買わんかは分からんけれども、ただ着用したらあかんというような風紀だけは、校紀だけは設けんようにしておいてもらって、子供がかけてきても、こらっと怒らんようにひとつしてやってほしいと思います。寛容な対応をしてやってほしいと。

それから、猛暑対策について次にお尋ねをしたいと思います。

地球温暖化による影響でしょうか、猛暑が毎年続いております。中東ではアメリカ・イラン等による大規模な戦争火災が発生したり、国内においても山林の大規模火災が発生しております。ますます地球温暖化が危惧されるところであり、政府においても省エネ対策として窓ガラスや家屋の改修の助成をしており、今年も暑くなるかと思います。学園生も登下校時にアイスリングなどをつけて、少しでも暑さをしのげるかと思います。

近隣市町においては、今年も暑さが厳しくなると思われるので、子供たちの命を守るためには

本格的な夏到来の前に冷凍庫を整備していきたいとして、この６月定例会に購入費を計上した市があります。北方町も、ぜひとも到来前にアイスリングを冷やすような冷蔵庫をつけていただきたい。これは予算を伴いますので、これも町長と教育長にお聞きをしたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　名取教育長。

○教育長（名取康夫君）　猛暑対策についてお答えをします。

学園内においては、各教室をはじめ、体育館、柔剣道場にもエアコンが設置され、快適に学習ができています。また、屋外での活動は熱中症ガイドラインに沿って実施しています。登下校時における帽子や日傘、アイスリング、ぬらすと冷えるようなクールタオルなど、猛暑対策グッズの使用は許可しています。南学園には冷凍庫２台も設置しています。

今後も、学校や保護者の意見も聞きながら、登下校時の猛暑に対するより安全な対策については検討していきたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　井野議員。

○１０番（井野勝已君）　今、検討してくれるということですけれども、当然学校体育館は冷房は進めてきたので、できましたけれども、これは私の孫ですけれども、芝原まで帰ってきて、家へ着くなり泡を吹いてけいれんを起こしたと。家に家内がおったので、すぐ医者へ飛んでいって対応したんですけど、もし家へ帰っても家族がおらん子供になると、もしかしたらひどい状況になるというような話になるんですね。

こうやって、もし死亡事故でも起きな結構なんですけれども、全国的に学校で起きた事件というのは、事件が起きてから対応にかかるんですけど、前もった対応がなかなか学校としては取り組んでもらえんということであるので、僕もあえて孫のことも例を引いてと思って、暑さ対策。これも新聞を見て、これはいいことをやってくれるなあと。それなら帰りに冷たいのを巻いて帰れば熱中症対策になるわなあと思ったので、提案させてもらったんですが、これは予算もあることですので、大変かと思いますけれども、これ、町長一つ考えてよ。町長、一つ冷凍庫を、アイスリングを冷やす冷凍庫を。

○議長（杉本真由美君）　検討する。

○１０番（井野勝已君）　検討だけではあかんのや。検討やないって。やるならやる、やらんならやらん。検討って、大体今までの一般質問で検討しますといって、実現してもらったことはまずまずない。やらんということに等しいんやで、今の答弁は。そういうふうに僕は受け止めるので、町長からやる気あるかないかだけ。

○議長（杉本真由美君）　町長、お願いします。

○町長（戸部哲哉君）　今、教育長のほうから答弁したように、子供たちの暑さ対策、何が一番いいのか。そして需要があるのかないのか。まずそこら辺から、今御質問いただいた中で、まずは調査をして、必要であればつけるということもやぶさかではありませんし、ただ私が思っておるのは、全ての教室に要るとは到底思っておりません。

今、南小学校が２基ということで十分足りておるということですし、それと比較的小さい子、

大きい子はあまり持って……、必要がないようなことも聞いております。ですから、その辺も調査した上で、何が必要であるのか、何をしたらいいのかということはしっかりと考えて捉えていきたいと思いますので、御理解ください。

○１０番（井野勝已君）　ちょっと前向きにひとつ検討していただきますようにお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉本真由美君）　次に、河村正通さん。

○３番（河村正通君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

私は、北方まつりの今後についてお尋ねします。

今年の北方まつりは、お昼頃までは天気ももち、各町内を担ぐことができたみたいですが、宵宮に関しては雨の中の開催ということで、参加は５基しかありませんでした。少し寂しく感じた北方まつりでした。

そんな北方まつりでしたが、準備の段階で聞こえてきたのが担ぎ手問題でした。世話をする人はもちろん、各自治会の担ぎ手も高齢化が進み、声をかける相手も高齢になってしまい、人が集まらないということでした。

しかし、今まで頑張ってみえた町内も、頑張ってみえたと思いますがと尋ねると、コロナの時期に３年ほど中止の時期があり、今まで頼んでいたところとの縁が切れてしまい、声をかけるすべがなくなってしまいましたと答えが返ってきました。

数年前に私も実行委員会で担ぎ手募集をしたことがありましたが、いろいろな問題が発生して打切りになっています。その際、問題になったのは、おみこしを持つ自治会ごとに抱えている問題や特に心配している内容が異なっていることでした。

具体的には、担ぎ手不足は各自治会共通の懸案事項ですが、今現在は何とかできる自治会、お金を払ってバイトを雇わなくてはならない自治会、過去に応援の担ぎ手が飲酒トラブルを起こしたことがある自治会など、それぞれの事情が違うため、単に一律担ぎ手を募集してランダムに自治会に割り振るような方法ではうまくいかないことが分かりました。今さら言うまでもありませんが、歴史ある北方まつりは北方町全体の郷土の誇りであります。以前、戸部町長もおっしゃっておられましたが、北方まつりはおみこしがある自治会だけではなく、今後とも町民全体で盛り上げていくべき伝統行事であります。

そこで、例えばおのおの自治会の事情に対応し、柔軟に担ぎ手募集ができるような方策を検討できないでしょうか。私は、言わば町全体を巻き込んだ、いま一歩踏み込んだ対応が必要であると考えますが、町としてのお考えや今後の方向性などについてお伺いします。

○議長（杉本真由美君）　浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君）　それでは、北方まつりのみこしの担ぎ手に関する御質問ということでお答えをさせていただきます。

まずは、河村議員をはじめまして議員各位におかれましては、各町内のみこしの運営や、また今年度より始められました女みこしの運営など、こちらに積極的に御尽力をいただいております

こと、担当課として厚く感謝を申し上げます。

町としましても、近年はつり手不足などから、年々練り歩きのみこしの数が減少しておるということに大変な危機感を覚えているところであります。伝統の北方まつりの灯を消さないためにも、何とか盛り返していかなければならないというふうに考えておるところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、以前実行委員会のほうで、まとめて担ぎ手募集ということを行われたということでありましたが、実際にはおみこしを持つ自治会のニーズは実に様々ということでありまして、うまくマッチングができなかったということが現実であります。

そこで、今後町として事前に各自治会ごとのニーズ調査、意向調査などを行いまして、その情報を各自治会別に整理させていただきまして、これを例えば広報やホームページなどで周知するというような仕組みを構築していきたいなというふうに思います。みこしをつりたいと思っておられる方が直接各自治会とコンタクトしてお話しできるような方法であれば、信頼関係の構築にもつながります。町全体で北方まつりを盛り上げていくことにつながるのではないかというふうに考えております。

もちろん今後行うにしましても、各自治会をはじめ実行委員会、また関係各位との調整が必要になってまいります。また、担ぎ手募集といっても、その条件ですとか、安全管理などクリアすべき検討事項も種々ございますが、これは前向きに進めていきたいというふうに考えております。その際には、どうか河村議員さんにも何かとお力添えをいただきたいというふうに思いますので、どうぞ御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（杉本真由美君）　河村議員。

○３番（河村正通君）　ありがとうございました。

広報とか、ホームページなどで周知する仕組みを構築してもらえるというのは大きな一歩だと思います。まだ終わったばかりではございますが、早過ぎるということはないと思いますので、一刻も早く構築できることを願い、私もぜひ協力したいと思いますのでよろしくお願いします。

ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（杉本真由美君）　それでは、次に石井伸弘さん。

○４番（石井伸弘君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、私からも質問を３点ほどさせていただきたいと思います。

１点目の質問に参りたいと思います。

消防水利用井戸、防災用井戸の管理状況について、まずお伺いしたいと思います。

昨年度事業として、水道管直結型耐震貯水槽が完成いたしました。私としては、費用対効果の観点から反対の立場ではありましたが、完成したからには防災施設として、いざというときのための大事な備えとして機能してもらいたいと心から願っております。

さて、町内には消防水利用の井戸、防災用井戸が多数設けられています。既にあった中央公園のほか、宮東公園、条里公園にも電動ポンプ式の防災用井戸が設置され、いざというときのための大事な施設ができたと大変感謝しております。

一方、井戸は掘削設置後、適切な管理を行わないことで利用できなくなる事態が多くあると認識しております。宮東公園、条里公園の手くみポンプは管理不十分のために破損し、井戸からくみ上げることができなくなり、現状では空気抜き栓のみを設置した状態となっております。

また、私ごとでございますが、10年以上前、私が消防団員として活動していた頃から、消防水利用の井戸の水を定期的にくみ出す井戸替えは、消防団の消防水利の維持活動として重要な業務として今でも行われています。その当時から、消防水利用の井戸のうち、地下水が枯れている井戸が複数ありました。井戸を掘る専門業者の方に伺うと、井戸は適切なメンテナンスがとにかく重要で、掘っても適切な管理が行われないと、すぐに使えなくなるとの指摘をいただいております。

１点目について、まずお伺いしたいと思います。

消防水利用井戸、防災用井戸は、利用可能な井戸総数に対し利用不可能になっているものが幾つあるか。まず、この１点目についてお伺いいたします。

○議長（杉本真由美君）　山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　議員御質問についてお答えいたします。

消防水利用井戸については、特殊井戸74か所、掘り抜き井戸36か所、合計110か所あります。そのうち利用不可能な井戸はありません。

維持管理につきましては、本巣消防署北方分署において１か月に１度、町内全ての特殊井戸、掘り抜き井戸の点検を行い、利用の可否を確認しております。

また、議員御質問のとおり、町消防団も定例訓練において各班内の特殊井戸、掘り抜き井戸の井戸替えを実施しております。なお、過去に廃止した井戸については砂で埋め戻しを行っております。

○４番（石井伸弘君）　過去に廃止した井戸は何とおっしゃいましたか。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　砂で埋め戻しを行っております。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　防災用井戸についての使えなくなった件について、御返答がなかったように思うのですが。

○議長（杉本真由美君）　山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　すみません、防災用井戸につきましてはお答えをしておりませんでした。

現在あるのが、宮東公園１か所、条里公園１か所、中央公園５か所、それから防災公園２か所の合計９か所ございます。このうち、使用できなくなった井戸が中央公園に１か所ございます。これらの維持管理につきましては、町職員が随時確認をしているところです。使用できなくなった井戸については、既に部品の供給がないことから廃止を含めて検討しているところでございます。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　ありがとうございました。

この井戸ですけれども、２点目の質問に参りますが、井戸の利用には、先ほどもやっていらっしゃるということでの井戸替えですね。こういったものが非常に重要なのかなあというふうに思っておりますが、井戸替え、特に防災用井戸の場合は設備もあるわけでして、適切な維持管理というものが必要だというふうに思っております。

この維持管理のルールであるとか、仕組みであるとか、こういったものは町の中でどのように提起されているのか、教えてください。

○議長（杉本真由美君）　山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　防災用井戸につきましては、きちっとしたマニュアルがあるわけではございません。水が出るか出ないかの確認を随時行っているということでございます。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　特に防災用井戸ですと、電動式になっているものが多くなっていますが、こういったものですと、公園管理業務の一環で、例えば１時間ずうっと流しっ放しにするようなルールを、公園管理業務をしている事業者にお願いするだけでも随分違うやに思います。とにかく一定程度出すということがすごく大事なのではないかなというふうに思っているんですが、そういったようなことを公園管理業者にお願いするようなことができるかどうか、ルールを明記していただくようなことができるかどうか、お伺いしたいと思います。

あわせて、北方学園の東側にも手くみポンプがございます。これは今つながっていないのか、手くみポンプを幾ら押しても水は出てこないやになっているんですけれども、これは維持管理の仕組みとしてどうなっているのか、維持管理体制としてどうなっているのか、ここについても分かりましたら教えてください。

○議長（杉本真由美君）　山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　業者でその管理ができるのかということでございますけれども、今ここでお答えできるような回答はちょっとできませんので、よろしくお願いします。

○４番（石井伸弘君）　北方学園については。

○議長（杉本真由美君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前11時50分

再開　午前11時51分

○議長（杉本真由美君）　再開いたします。

山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　今、北学園の中にあるものでございますけれども、稼働しているものとしてカウントはしておりませんので、今は廃止状態という形になっております。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　ありがとうございました。

関連しますが、３点目の質問に参ります。

北方学園のものは廃止状態ということですが、条里公園、それから宮東公園にも廃止というか、使われていない手くみ式のポンプの跡がございます。この井戸の処置をどのように行っているのか、どのようにするおつもりなのかについてもお伺いいたします。

○議長（杉本真由美君）　山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　既に手押しのポンプ部分については撤去しているところでございます。その土台については今後廃止予定をしております。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　ありがとうございます。

土台も含めて廃止ということで、北方学園のポンプも廃止であるならば廃止されるという御予定なんでしょうか。

結構大事なことでして、穴が空いているわけですね。穴が空いて、子供のいたずらでごみが入る、ごみを入れる、もしくは悪意ある行為として井戸内にごみを投入されるといったリスクがないわけではないというふうに思っております。

利用していない井戸、先ほど特殊井戸、消防水利用の井戸で使われなくなったものは砂を入れて埋めたというような御回答ございましたけれども、防災用の井戸であっても、利用していないものの井戸は早急な撤去もしくは埋め戻しといったようなものをやられるべきではないかというふうに思っておりますが、御見解をお願いいたします。

○議長（杉本真由美君）　山田課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　使えなくなったものを全てきれいにするかというと、またちょっとお時間をいただいて、順次そのような手続は取っていきたいなと思います。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　ありがとうございます。

早急にできればと思っておりますが、順次という御回答をいただきましたので、順次ぜひ進めていただければなと思います。ありがとうございます。

２点目へ参ります。

公共施設利用のキャッシュレス化についてお伺いしたいと思います。

先日、働く婦人の家を予約した際、昔ながらの手書きの納入通知書を渡され、銀行で利用料を支払うということがございました。決して混雑している時間帯ではありませんでしたが、銀行の窓口で600円を支払うために30分以上待たされることとなりました。何とも情けない時間でございました。

役場会計室まで出向けば、そのような待ち時間は発生しなかったと思われるわけでして、次回からはぜひそうしようと思うところではありますが、商業施設、公的施設におけるキャッシュレス決済が広がっている今、北方町が管理する公共施設のキャッシュレス決済対応もぜひ進めていただけないかと思うところでございます。

支払い窓口となっている銀行でも、待合スペースではとにかくスマホにアプリを入れて窓口を使用しないで済むような誘導がなされています。地域の知人と話をしていても、銀行にはほとんど行かない、現金決済もほぼしていないという方も若い世代を中心に大変増えているように思います。現在の納入通知書を使った支払いの場合、銀行に対する決済手数料の負担も利用金額に比して考えると大きいように思われます。

そこで２点お伺いいたします。

年間の各施設ごとの支払い件数及び利用総額は幾らでしょうか。総務危機管理課所管及び教育委員会所管の各公共施設利用料に関するキャッシュレス決済導入の課題と移行についてどのようにお考えなのか、２点お伺いいたします。

○議長（杉本真由美君）　山田総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（山田　潤君）　まず、私から総務危機管理課所管の働く婦人の家と勤労青少年ホームについてお答えをいたします。

年間の各施設ごとの支払い件数及び利用総額については、令和７年度の状況で、宮東ふれあいセンターを含む働く婦人の家は547件で62万5,800円、青少年ホームにつきましては667件で47万4,400円でございます。

○議長（杉本真由美君）　北中教育総務課長。

○教育総務課長（北中龍一君）　議員御質問のうち、教育委員会の所管分についてお答えをさせていただきます。

令和７年度における支払い件数及び利用総額です。アルテックアリーナは、個人・団体合わせておよそ１万件で約731万円、ホリモク生涯学習センターは1,009件で約392万円、コミュニティセンターは312件で約68万円でございました。

また、施設利用料に関するキャッシュレス決済導入の課題と意向です。

教育委員会では、町長の命を受けまして、昨年度より公共施設予約システムの見直しを行っております。現在、詳細について調査・研究をしているところでございます。システムの再構築に当たりましては、対象施設の検討、施設予約ルールの標準化、オンライン手続の拡充、電子申請への移行、施設使用料支払いのキャッシュレス化、施設利用時の鍵の管理方法など、多岐にわたる項目について全庁的に協議を行うこととしております。

キャッシュレス化の利便性につきましては、私自身、一消費者として日々の生活の中で実感をしているところでございますが、公共の仕組みの中に組み込むに当たりましては慎重な検討が必要かと考えます。

キャッシュレス化は目まぐるしいほどの伸展を遂げましたが、近年では決済環境の維持管理コストや決済手数料の負担から、これを見直す動きが出ているということも承知をしております。今後、最少経費・最大効果をしっかりと念頭に置いて検討を重ねてまいり、方向性が定まりましたら、必要な条例改正や予算措置など議会にも御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　庁内でもう既に検討なさっていらっしゃるということで、大変心強く思います。

もし検討の中で大体の数字が出ていれば、ぜひ教えていただきたいと思うんですけれども、オンライン上で全てやる、完結するシステムをいろんな自治体で導入されていらっしゃいます。これは、私的には非常にコストがかかるし、件数、それから売上げ、売上げと言ったらおかしいですね。利用料の収入ですね。そういったようなものから比較すると、ちょっと割に、尺に合わん感じもしているんですけれども、現時点で検討している数字としてで結構ですので、システム導入経費、それからメンテナンスの維持コストがどのようなものになっているか、もし分かっているものがございましたら、大まかな数字で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　北中課長。

○教育総務課長（北中龍一君）　昨年度の試算の中では、安いものであれば数百万円からというところがありましたし、高額なものになりますと1,000万単位ということでございましたので、その辺は費用と効果を適切に見極めながら、導入について検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　数百万円からということでしたが、これは維持コストも含めてですか。導入だけの数字でしょうか。維持コストも結構かかるやに思うんですが、教えてください。

○議長（杉本真由美君）　北中課長。

○教育総務課長（北中龍一君）　具体的な数字を今持ち合わせておりませんので、金額幾らということは申し上げられませんが、イニシャルでこれだけ、ランニングでこれだけというふうで分けがございまして、イニシャルの安いものだとランニングが高くつく傾向で、イニシャルが高いものならランニングは抑えられるというような結果でございます。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　ありがとうございます。

私、町内の利用されている方から、石井さん、このキャッシュレス化のことであったり、それからオンライン予約のことであったり、何とかできるのかという話を、以前話を聞いた際に町の職員の方にお話ししたら、コストがかかるんだよねという話でございまして、そのことを町内の方のそうやって相談いただいた方にお話をお戻しすると、そんだけかかるなら、さすがにしようがねえかといったような反応もございました。

私もそれに非常に共感するところでございます。大きな自治体であれば、費用対効果として導入のメリットも大きいかと思うんですが、小さな自治体でございますので、なかなかそこを大きなシステムを入れてほしいとは私も申しません。

ただ、今回キャッシュレス化の提案というか、質問でございますけれども、いわゆる大がかりなシステムということでなしに、ＱＲコードを利用したような、ＱＲコード読み取り型のキャッ

シュレス化であるならば、非常に簡便かつ費用負担も少ない形でできるように理解しております。例えば、現在日本で最も普及しているＱＲコード決済のＰａｙＰａｙでございましたら、利用登録者数は7,400万人おります。これはＰａｙＰａｙと連携協定を結んで、令和２年度から公共施設の利用料支払いをキャッシュレス化している奈良県田原本町のような小規模自治体での導入事例もあるようです。

働く婦人の家と青少年ホームは、施設での現金の取扱いはございません。ございませんので、先ほど私が言ったような納入通知書を頂いて、それを現金として銀行で払うという仕組みになっているように理解しておりまして、それに関して導入がハードル高いなということについてはよく理解してございますが、教育委員会所管の生涯学習センターや体育館、それからコミュニティセンターに関しては、利用料の支払いを各施設でやっているように理解してございます。なので、こういったところであれば、ＱＲコード決済のような簡便なシステムであっても十分対応可能なのではないかなと思います。

大がかりなシステム、もちろん便利になることはとても望ましいことなので、ぜひ検討していただきたいとは思うんですけれども、まずは大がかりなシステムの前に、簡便にできるところからやっていただけないかなと思っているんですけれども、そういった方針についてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（杉本真由美君）　北中課長。

○教育総務課長（北中龍一君）　読み取り型のＱＲコードでの決済ということかと思いますが、これを使うに当たりまして、支払いの時期ですとか、その辺の調整を図ってくる必要があるかなと思います。

今であれば、納付書を発行する、その納付書の通知に基づいて支払われれば、その日が収納日という形でひもづけが簡単なんですけれども、これがオンラインでの決済ということになりますと、その支払い通知の出たときから、実際支払いをしました、町のほうに入ってくるというところにある程度日数の差が生まれてきますので、その辺をどう処理していくかということは、この検討の中で協議をしていきたいというふうに考えております。

ですので、すぐにできることではあるかもしれませんが、少しお時間に余裕をいただきたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　ありがとうございます。

実際にやっていらっしゃる自治体もあるので、そういった自治体にお話を伺うと、入金の確認も、ＰａｙＰａｙの肩を持つわけではございませんが、ＰａｙＰａｙ等であれば、その日のうちに入金するようなシステムもあったりしますし、スマホで連動して入金があったことをすぐ確認するような方法で、非常に簡便な形でやっていらっしゃるやに伺っています。

いろいろ検討いただくということでの御回答でしたので、ぜひいい形で、北方町に合った簡便でも構いませんので、少しでも便利になるようなシステム導入をぜひ進めていただければと思い

ます。どうぞ、ぜひよろしくお願いいたします。

３点目に参ります。

北方学園における闇バイト加担防止教育の取組についてお伺いいたします。

本年５月、栃木県上三川町で強盗殺人事件が発生いたしました。亡くなった方に深く哀悼の意を表したいと思います。

なお、犯罪に加担したことによって、犯罪実行役の４名の少年は無期刑か、それに近い刑罰を受けることになると言われています。被害者も加害者も、まさに人生が台なしになってしまいます。

この事件では、16歳の少年４人らが逮捕されました。匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）が絡んだと見られる事件で、未成年者の逮捕が相次いでいます。トクリュウが関与した事件では、2025年に全国で１万2,178人が検挙され、うち10代は約11％の1,322人でした。また、特殊詐欺による被害額は、昨年は前年比ほぼ倍増で過去最高の1,400億円を超えています。

これらの犯罪では、強盗・窃盗の実行犯や特殊詐欺の現金受け取り役など、捕まるリスクが高い役割を少年に押しつけられる傾向があり、強盗事件では検挙者の４割を10代が占めています。警察庁の調べによると、事件に加担した経緯はＳＮＳの闇バイト募集が全年代で主流ですが、10代では知人の紹介が最多となっています。友人・先輩などの人間関係で断れず、手を出すケースが多いと見られています。

従来、北方学園においてもＳＮＳの危険性を伝えるために、情報モラル教育としての講話などが行われていることが承知しておりますが、さらに踏み込み、犯罪加担防止教育が中学生年代から必要であると認識しております。

質問いたします。匿名・流動型犯罪グループによる闇バイトの勧誘対象が低年齢化している中、中学生年代に対しても適切な指導が必要と考えております。どのような指導を行っているのか、また行う予定があるのか、教えてください。

○議長（杉本真由美君）　山路教育次長。

○教育次長（山路康代君）　北方学園における闇バイト加担防止教育の取組についてお答えいたします。

各学校においては、岐阜県警察作成のネット犯罪の危険を注意喚起するポスターや動画を活用し、全校の児童・生徒に指導をしております。全校放送で動画を視聴させながら説明をしたり、学級ごとで担任がポスターを活用し、闇バイトを見破るポイントや応募の危険性を説明したりしています。闇バイトはバイトではなく犯罪であることや、聞き出された個人情報はやめさせないための脅しに使われることなど、正しい知識や犯罪に巻き込まれないために気をつけることを具体的に話しています。

さらに、長期休業前には、本町教育委員会の指導の下、暮らしの約束の中に闇バイトについても記述し、児童・生徒が自ら犯罪防止に努め、安心・安全な生活が送られるよう指導しています。また、活用した資料につきましては保護者と共有し、家庭においても話題にしていただくことを

呼びかけています。

若者を取り巻く様々なネット犯罪は後を絶たず、社会的な問題になっていることを踏まえ、今後も様々な危険から大切な自分を守っていくための指導を繰り返し行っていく予定でおります。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　ありがとうございます。

岐阜県では、県の教育委員会と県警が連携し、2025年度、県内の全ての公立高校などで、警察官が闇バイトに高校生が巻き込まれないようにするための講話を実施しています。これに関連してなんですけれども、これに付随して中学校に対しても各教育委員会を通じて募集されていて、この警察官による講話ですね。令和６から７年度にかけて、県内70校が警察官による闇バイトに加担しないための講話を受講しているというふうに伺っています。

ポスターを貼ったり、ポスターを使ったり、それから通知を出したり、それからオンラインの授業や講座をやったりということで、やっていらっしゃるということについては承知いたしましたが、ぜひこの県教育と、それから県警とも一生懸命やろうとしているところですので、北方学園２校ですけれども、ぜひ手を挙げられて、こういった講話をうまく活用されてはどうかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉本真由美君）　山路教育次長。

○教育次長（山路康代君）　どうもありがとうございます。

毎年、情報モラルに関することも、こうした犯罪についても、いろんなおっしゃるように県警もそうですし、それから県の教育委員会のほうからもいろんなそうした依頼がありますので、検討しながら、学校には情報としてはいろんなものを、様々なものを提供しながらやっています。

学校のほうも、学校の教育計画に従って、そういったもので専門的ないろんなところからいろんな予算のものが来ますので、そういった情報をいただいて、子供たちに今合っているものを選びながら教育のほうに生かしている状態ですので、今後警察のほうも、本当におっしゃるとおり、様々な動画をつくりながら積極的に活用のほうを促しておりますので、ぜひ連携しながら、子供たちによりよい提供をしていけたらと思っております。

○議長（杉本真由美君）　石井議員。

○４番（石井伸弘君）　ありがとうございました。

うちも息子がおるので、息子や、それから息子の中学生の部活仲間なんかにも話を聞いたりして、どうなのと、闇バイトのことを聞いているかみたいな話は聞くんですが、情報モラルのことについては大分認知が進んでいて、警察官が来て話を聞いたよ、先生から話を聞いたよということで、情報モラルのことはしっかりやっていかなきゃねという認識には至っているやに感じています。

なんですけど、やっぱりまだ闇バイトというところでいうと、まだちょっと弱いのかなというふうに思っていて、思っていると同時に、闇バイトの手口が今まではＳＮＳを通じた勧誘、それからＳＮＳに対するリテラシーを高めていくということで防止できるという方向性だったと思う

んですけれども、友人間のつながりで募集するといったようなこと、今回のその５月の栃木県の事件でもそうでしたけれども、非常にまさに犯罪を誘発させる側、犯罪を引き起こす側の手口が巧妙になっていますので、ワクチンというわけではございませんけれども、中学生年代のうちからなるべく丁寧な指導をしていただければなと思っています。

本当に普通の子が、いわゆる非行傾向が強かった子が非行に巻き込まれていく、犯罪に巻き込まれていくということだけでなしに、何か巻き込まれてしまった結果、非常に厳しい社会的制裁を受けるような事件を起こしてしまう。それは被害者にとっても、とても残念なことですし、それから未来ある若者が、先ほどの16歳の子供たちではありませんが、将来にわたって、ほぼ一生社会に出ることができなくなるようなことはあってはならないと思いますので、ぜひどうか踏み込んだプログラムを県の教育委員会や県警と相談しながらつくっていただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（杉本真由美君）　これで一般質問を終わります。

○議長（杉本真由美君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。委員会審査等のため、明日16日から17日までの２日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、明日16日から17日までの２日間を休会とすることに決定いたしました。

第４日は、６月18日午前９時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会をいたします。大変にお疲れさまでございました。

散会　午後０時14分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和８年６月15日

議　　長　　杉　本　真由美

署　名　議　員　　石　井　伸　弘

署　名　議　員　　安　藤　哲　雄